

平成31年2月28日付 事務連絡の内容について ①背景

規制改革推進会議（内閣府）

平成30年6月に施行された**住宅宿泊事業法**に基づく住宅宿泊事業者の届出手続きの**負担軽減**を図るべきとの指摘

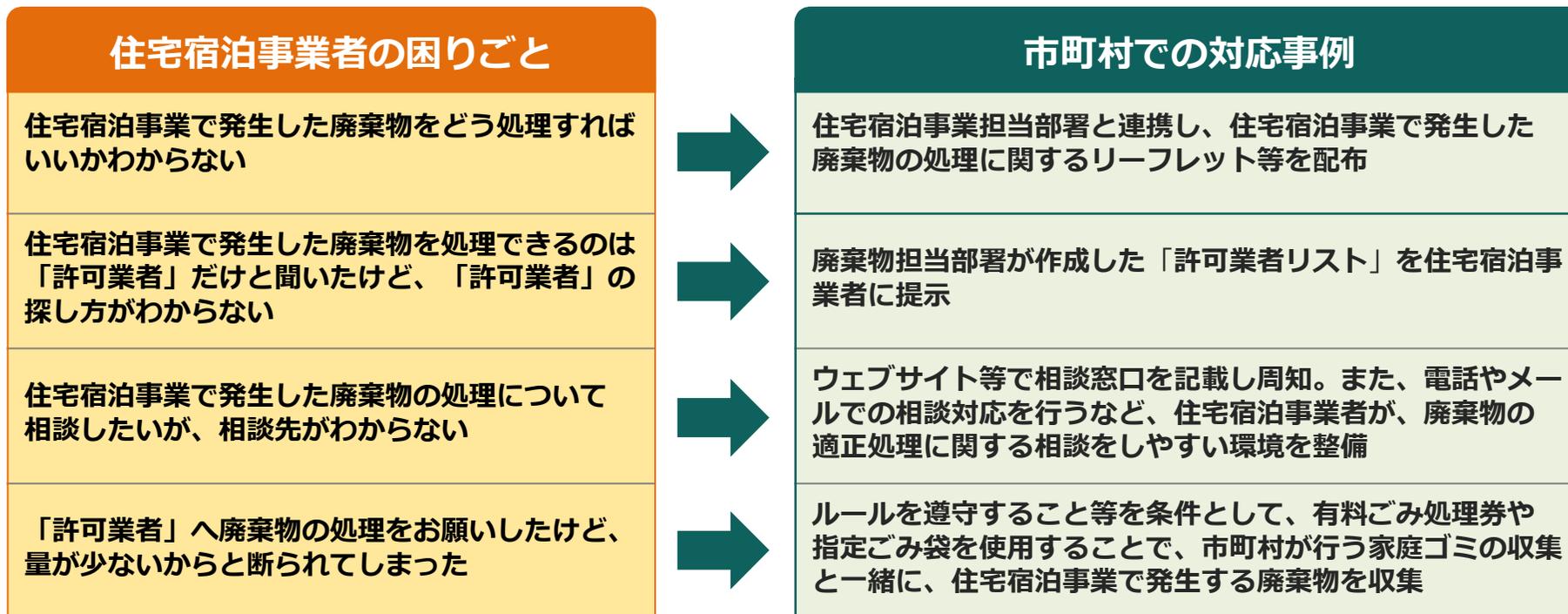
廃棄物処理法に基づいて行うべき、**住宅宿泊事業で発生する廃棄物の処理**について、より負担感なく適法な対応を明らかにしその普及を図るという方針を決定

それを受け

環境省 の取組

- 住宅宿泊事業者等に対し、**廃棄物処理**にどのような負担を感じているかヒアリング
- 自治体に対し、住宅宿泊事業者が負担に感じている事項に対して、**どういった対応を行っているのか**をヒアリング

平成31年2月28日付 事務連絡の内容について ②課題と事例



環境省の取組

- 上記内容を環境省から各都道府県や市町村の廃棄物担当部署へ周知。住宅宿泊事業者からの問い合わせがあれば、住宅宿泊事業担当部署と連携の上、各自治体の実情に応じた適切な対応を依頼。
- 同時に、観光庁及び厚生労働省から、各都道府県等の住宅宿事業担当部署にも同様の内容を周知。